

神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

令和元年度に行った条例の見直しに伴い、犯罪被害者等が受ける二次被害を防止する姿勢をより明確にし、犯罪被害者等への支援や、施策に反映させるため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 二次被害の定義規定の新設

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、犯罪被害者等の置かれて^{ひぼう}いる状況についての無理解による言動、配慮に欠ける対応、誹謗中傷等によって犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、生活の平穩の侵害その他の被害を、二次被害として定義する。（第2条関係）

イ 二次被害を防止する姿勢の明確化

犯罪被害者等支援の基本理念において二次被害を防止する姿勢を明確にするとともに、県民や事業者の責務等について所要の規定の整備を行う。（第3条、第5条、第6条、第16条、第18条及び第19条関係）

ウ 弁護士等による相談体制の充実

県が講ずる弁護士等による相談に、二次被害の防止のための相談を加える。（第12条関係）

(3) 施行期日

公布の日